

ポイント

保険料滞納処分を参考に破綻基金処理せよ。基金の代行返上や解散要件は一段と緩和を。財産権保護より母体企業の弱体化の回避を。

高山 憲之

年金シニアプラン 総合研究機構研究主幹

英マックスウェル事件、米エンロン事件、米マドフ事件など、この20年間に企業年金を巡る不祥事が世界で起きた。それらを通じて企業年金のガバナンス(統治)は強固になってきたはずだ。にもかかわらず、資産運用の基本手順さえわきまえない人を運用担当責任者とする不意な企業年金が日本では少なくなかった。そのことをAIJ投資顧問の問題が明らかにした。こうした不祥事を規制によって完全に阻止することは不

経済教室

可能だ。専門家に監視を委ねることはもちろん必要だが、規制や外部監視をいかに強化しても詐欺はなくなる。AIJ問題の背景には、企業年金の積み立て不足という構造問題が横たわっている。積み立て不足は、低利回りとデフレの長期継続下で拡大してきた。リターン追求よりもリスク回避が当面優先されるものの、それだけで積み立て不足を解消することは容易でない。むしろ必要性が高いのは、積み立て不足の解消が困難な厚生年金基金の破綻処理スキームを策定すること、給付減額を例外扱いせず一般化する。本稿ではこの2点を中心にして、職域年金を巡る問題を提起したい。

厚生年金では、企業の消長

行き詰まる企業年金—AIJ問題の教訓①

OB含め給付減額 不可避



その際、現行の保険料滞納処分を参考に、加入企業の財産を差し押さえたうえで債権放棄するしかないだろう。こうした破綻処理により、連鎖倒産が起きる可能性は確かに高い。ただ、中小企業支援や失業予防は年金制度そのものの目的ではない。それぞれの目的にふさわしい手段が年金制度とは別に用意されているので、そちらを利用するのが適切ではないか。

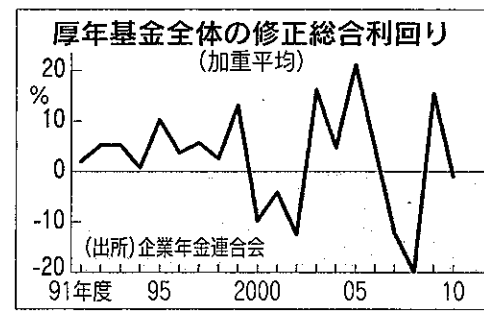
分をどうするかについては、大筋で2つの考え方がありうる。一つは、前述した「企業間の助け合い」に参加しなかったばかりか、基金非設立グループの拠出保険料に財源を求めることになるので、それなりのペナルティ(例えば10%の給付減額)を科すという考え方である。基金設立は従業員多数または労働組合の事前合意に基づいているので、基金加入者を一律に被害者として扱うことには無理がある。

受給者の同意、過半で

基金破綻処理の枠組みを

8年度以前分について運用利回りを年5・5%としているが、これを原則として厚生年金本体の運用利回り実績に変更するのが妥当である。

給付減額では、財産権保護とのバランスが問題となる。5・5%という高利回り確保の要請は過去20年間、いわば「水の上を歩け」というのに等しかった。図は厚生年金に関する運用利回りの実績を示したものだ。過去20年間の単純平均は2・6%弱にすぎない。誰にもできなかったことを前提にした財産権保護へのこだわりは、行き過ぎではないだろう。OBに対する減額なしの年金給付は、母体企業を弱め、設備投資減や現役資金の引き下げ、さらには雇用縮小をもたらしている。



一橋大学の堀雅博教授の研究によると、現在、日本では30歳代半ばに位置する男性正規労働者の生涯賃金は、60歳前後の人と比べて実質額で2〜3割ほど低下した。また、「親の世代より豊かになれない」と考える30歳代が60%程度に上っている。経済的弱者は今やOBから現役に変ったので、OBの給付減額については、従来の考え方を変えざるを得ないだろう。何よりも母体企業の弱体化を防ぐことが、日本人の知恵ではないだろうか。

給付減額には現在、年金受給者の3分の2以上の同意を得る必要がある。状況が一変したので、これを2分の1以上に緩和するのが妥当だ。なお、この条件緩和はすべての厚生年金に認めるべきである。一方、国民年金基金はAIJ投資顧問の被害には今回、一切遭っていない。ただ、給付減額に関する限り、厚生基金とほぼ同様の問題に直面している。

賦課方式の年金は、人口高齢化や人口減少に対して脆弱である。一方、積み立て方式の年金も決して盤石ではない。代行返上や解散が続出した厚生年金、積み立て不足で苦境にあえぐ厚生年金や国民年金は、いずれも積み立て方式の年金だ。加えて確定拠出年金(日本版401k)も積み立て型の年金であり、そのうち約6割が昨年9月末時点で元本割れの状況にあった。積み立て方式の年金も多大な投資リスクにさらされている。もともとインフレにも弱く、老後の安心を保障するものにはなっていない。昨今、現行公的年金のすべてをいったん清算し、掛け捨てを含む積み立て型年金への全面切り替えを主張する政治グループが注目されている。安直な思いつきに老後の安心設計を委ねてしまつてよいとは思えない。

たかやま・のりゆき 46年生まれ。東京大大学院修了、同大経済学博士。専門は公共経済学